



預かり保育のご案内



福山市立幼稚園・大学附属幼稚園では、「預かり保育」を実施します。その利用方法や内容をご紹介します。

1 いつからいつまで預けられますか？

- 4月の始業日から翌年3月の学年末修了日まで、利用することができます。
- 毎週月曜日から金曜日までの教育時間終了後、14時から17時までです。
ただし、以下の日は利用することができません。
 - (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
 - (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
 - (6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
 - (7) その他1年を通じて10日以内で園長の定める日

2 預かり保育料はいくらですか？

- 預かり保育料は、日額300円です。
- ただし、同一月に納付していただく納付額の上限額は3,000円となります。
- 預かり保育料とは別に、日額50円のおやつ代が必要です。
 - ※ おやつ提供時間までに降園する場合は、お持ち帰りください。
 - ※ おやつ代は、利用日数×日額50円の請求となります。
 - ※ おやつは、食物アレルギーを有する場合は、提供できません。
その場合は、利用日の全日においておやつ持参が必要です。

3 どのように納付をするのですか？

- 預かり保育の利用額は、利用した月の翌月初めに幼稚園から請求されます。
- 請求のあった月の10日までに、幼稚園に納付してください。
- 月中途で、他の市立幼稚園に転園された場合は、転園先の幼稚園での納付になります。

4 預かり保育料免除について

- 生活保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に該当する場合は預かり保育料を全額免除することができます。また、多子世帯に該当する場合は、預かり保育料を全額免除又は半額免除とすることができます。
 - ※ 「多子世帯」とは、幼稚園・保育所等に通う兄・姉や、小学校1年生～3年生に兄・姉がいる場合、当該兄・姉から数えて第2子もしくは第3子以降となる場合を指します。
 - ※ 預かり保育料が免除になる場合も、おやつ代は必要です。
- ただし、免除を受けるためには、預かり保育料減免申請書を提出していただく必要があります。
- 預かり保育料減免決定通知書にて減免の通知を行います。

5 預かり保育利用のお断りについて

次のような場合には、預かり保育の利用をお断りすることがあります。

- 幼稚園保育料、預かり保育料を滞納しているとき
- 常時、お迎えの時間を守ることができないとき

6 利用の申し込み方法について

- 利用を希望する場合は「預かり保育申込書」で、各幼稚園にお申し込みください。
- 預かり保育をほぼ毎日利用したい、週数回程度利用したい、また緊急時のみ（参観日など）利用したい、それぞれどの頻度の希望でも、利用開始日から翌年3月の学年末修了日までの期間の申し込みで結構です。
 - ※ 「預かり保育申込書」の提出がなく、緊急で預かり保育を利用される場合は、後日、申込書の提出をお願いします。

7 預かり保育利用について

- 日々の利用にあたっては、連絡帳・電話・送り迎えの際の伝言等で、幼稚園に連絡をお願いいたします。

8 預かり保育利用の辞退について

- 預かり保育を利用しなくなった場合は、幼稚園に「預かり保育辞退届」を提出してください。